

## 令和2年白老町議会広報広聴常任委員会会議録

令和 2年12月11日（金曜日）

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 1時17分

---

### ○会議に付した事件

1. 議会改革検討項目（広報広聴機能強化）
  2. 今後の検討項目（広報広聴活動における新しい試み）
  3. その他
- 

### ○出席委員（13名）

委員長	西田祐子君	委員	貳又聖規君
委員	久保一美君	委員	広地紀彰君
委員	佐藤雄大君	委員	前田博之君
委員	森哲也君	委員	大淵紀夫君
委員	吉谷一孝君	委員	小西秀延君
委員	及川保君	委員	長谷川かおり君
委員	氏家裕治君		

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君
書記	村上さやか君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（西田祐子君） ただいまより広報広聴常任委員会を開催いたします。

（午後1時00分）

---

○委員長（西田祐子君） まず最初に先般11月13日の広報広聴常任委員会で委員各位のご協力をいただきまして、北海道自治体学会議会研究会の代表と顧問の二人をお招きいたしまして、講演とワークショップを約3時間以上させていただきました。皆さんどうもご苦労様でした。ありがとうございました。

それでは本日の項目に入らせていただきます。1、議会改革検討項目、広報広聴機能強化につきまして、(1)、出前トークの改善、(2)、フェイスブックページの導入、(3)、議会報告会、議会懇談会の在り方。2、今後の検討項目、3、その他となっております。皆さんご協力をよろしくお願いたします。

第一に出前トークの改善とフェイスブックページの導入につきましてさせていただきますけど、その前にこの出前トーク、フェイスブック、議会報告会、議会懇談会につきましては、第5次議会改革の検討項目、広報広聴機能強化ということで議会運営委員会から広報広聴小委員会へ付託されております。皆さんのお手元に第5次議会改革推進計画の概要ということで抜粋されているものがあると思いますが、今回の3項目につきましては小委員会に付託されておりますので、今後これにつきましては議会報告会や懇談会の議論、また議会だよりの紙面の変更などこれからいろいろな改革項目がございますけども、これについては小委員会の権能としてこちらの小委員会でさせていただきます。ただ、常任委員会では小委員会で決定したことにつきまして、なぜ改正したのかどう運用していくのかということ、必要な説明は常任委員会ですでにさせていただきますのでよろしくお願いたします。

最初に出前トークの改善についてさせていただきます。説明をお願いします。

貳又副委員長。

○副委員長（貳又聖規君） 貳又です。それでは私から説明をさせていただきます。まず資料1についてでございます。出前トーク制度改正についてということで、1の改正内容(1)、要請人数の変更であります。現行5人から改正は3人以上。それから(2)、派遣議員の単位であります。現行の総務文教、産業厚生に分科会から改正は常任委員会、議会運営委員会、その他複数議員です。それと(3)、主催者の選出であります。改正としては代表者(委員会の派遣は委員長、その他複数議員は代表者の互選です。(4)、町民の制限事項の設定につきまして、こちらは改正は出前トークの運営要綱策定により町民に対する規定を盛り込むということになります。

続いて2番目の確認内容であります。(1)の派遣議員人数、こちらは改正のみご説明いたします。要請人数に合わせて委員全員か一部かを定めることができます。(2)の委員会報告、改正、各常任委員会で開催の場合は各常任委員で報告、議会運営委員会で開催の場合は議会運営委員会で報告、その他複数議員で開催の場合は広報広聴常任委員会で報告。出前トーク報告書は従前どおり代表者が委員長へ報告しそれを委員会報告書の末尾へ貼付するということとなります。(3)の派遣議員の調

整であります。改正といたしまして各委員会に要請の場合は委員会で、複数議員の場合は広報広聴小委員会で出席議員の調整をし要請者へ通知する。

3のその他でございます。規定の整理ということで網かけ部分を読み上げます。要綱を制定するとともに議会内の細項目は運営基準第15章開かれた議会に規定するということでもあります。

続きまして資料2であります。こちらは今回制定いたします白老町議会出前トーク実施要綱(案)でございます。重要な部分をかいつまみながら読み上げていきたいと思っております。まず趣旨第1条、この要綱は白老町自治基本条例第15条第2項の規定に基づき情報共有と町民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めるため、町民と議会が対話を通して相互理解を深め、開かれた議会の実現に寄与することをねらいとした出前トークの実施について、必要な事項を定めるということでありまして、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条と新たに盛り込んでおります。こちらにつきましては皆様に事前に資料等をお渡しさせていただいておりますので、読上げは割愛させていただきます。

続きましてこちらのページをめくっていただきまして、様式についてでございます。様式第1号、白老町議会出前トーク開催申込書。続いてめくっていただきまして様式第2号、白老町議会出前トーク開催通知書。続いて様式第3号、白老町議会出前トーク開催報告書ということになっております。

続きまして資料3についてでございますが、どのような改正をしたかということでいきますと、こちらページ番号25ページ目、第1節常任委員会の②分科会の調査事項のイ、各委員会の対象となる出前トークの実施に関する事項を削除いたしております。続きまして26ページ第1節の3、出前トークの部分です。こちら5の8から5の14まで削除させていただいております。続きましてページをめくっていただきまして、29ページ第9章の広報広聴常任委員会の第2節出前トークの部分です。こちら4、5、6、7、8、次の30ページの9、10を削除しております。続きましてページをめくっていただきまして46ページです。こちら第15章の開かれた議会の第3節出前トーク、こちらに追加として削除した部分をこちらで補うようなイメージでのつくり込みというところになってございます。

○委員長(西田祐子君) 貳又副委員長、ありがとうございます。この出前トークの改正につきまして皆様方からご質問ございましたらお受けいたしたいと思っております。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田祐子君) なければこのようにさせていただきますのでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田祐子君) ありがとうございます。それでは出前トークの改善についてはこのように決めさせていただきます。また必要な委員会等の削除、また貼付するところもこのようにさせていただきますのでよろしく願いいたします。

続きましてフェイスブックページの導入につきまして説明をお願いいたします。

貳又副委員長。

○副委員長(貳又聖規君) 続きまして資料4と5であります。

資料4、議会フェイスブックページ運用の考え方についてであります。こちらを読み上げます。令和2年6月より導入済みの議会フェイスブックページの運用に関して次のとおり広報広聴小委員会で検討を行ったというところで、小委員会での検討結果です。試行的実施ということで①、小委員会による原案作成、②、委員会活動の掲載範囲により原案を作成する。そして白老町議会インターネット管理運営要綱の改正ということで今回に至っております。その中であって規定関係や2の具体的運用に係る確認事項、検討事項、こちらを検討させていただきまして、今皆様にお示しいたところはこの網かけ部分なのですが、(2)、分担関係の部分で②、原案作成は委員長等が担当を決め、当面は広報広聴小委員が掲載案作成を行うということでございます。そして裏面をめくっていただきまして(3)、掲載範囲の部分でございしますが、①、議会インターネット管理運営要綱第3条の規定によるというところに、政策研究会に関することを加えるということでございます。そして②の公務、非公務の区別、内容による区別の部分であります。こちらは白老町議会インターネット管理運営要綱第3条(6)、行政視察に関することを行政視察及び研修(議員会等公務と同等と認められるものを含む)とするとしております。そして(4)の掲載範囲の判断であります。こちらは掲載範囲の目安としまして、要綱第3条、全員協議会及び委員会等に関するもののうち、委員会等に関するものの掲載範囲をどうするかであります。こちらについては委員会のうち、特に情報発信が必要だと思われる案件があったときということでの考えでございます。まず資料4はこのような形でよろしいでしょうか。

それを踏まえまして資料5であります。白老町議会インターネット管理運営要綱についてでございます。こちら、修正点のあった部分というところで第3条、情報発信の内容についてであります。こちら(3)といたしまして先ほどの内容を踏まえて政策研究会に関することを追加しております。そして(7)、行政視察・研修(議員会等公務と同等と認められるものを含む)に関することということで一部追加しております。

○委員長(西田祐子君) 貳又副委員長、ご苦労様でした。これにつきまして皆様から何かご質問ございますでしょうか。運用の仕方で何か質問などありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田祐子君) なければ今後フェイスブックをそれぞれの委員会で活用していただくためにぜひ積極的に使っていただければと思います。以上であります。

3番目に議会報告会と議会懇談会の在り方についてであります。これにつきましては議会報告会、議会懇談会の在り方で次のような意見が出ております。先日行われました12月7日の小委員会の中でまず議会報告会がなぜ今まで開催されなかったのかその理由を考えていきます。令和3年の2月末までに議会報告会、議会懇談会の方向性を決めます。3点目にどのような形式でやるかという意見が出ております。1つはワークショップ形式の懇談会を行うなどして、議員がファシリテーターの研修も行うなどそのような形も一つです。2つ目にフォーラム形式の懇談会を行います。そのときにはプロのコーディネーターの導入も考えていきます。3点目に参加者を限定し各地で小規模の懇談会を考えていきます。4点目にインターネットを利用したオンライン懇談会、このようなものも考えていくという以上の点が挙げられております。このような形でもって懇談していきたいと思

って1月、2月とその方向性について決めたいと思いますけれども、これについては本日全員いらっしゃっていますので皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。何かご意見ございますでしょうか。ありましたらぜひ挙手の上、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） なければこのような方向で小委員会で検討させていただき、方向性を見つけさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） 皆さんのご承認をいただきましたのでありがとうございます。

続きまして2番目の今後の検討項目、広報広聴活動における新しい試みといたしまして、実は第32次地方制度調査会の答申で地方議会、議員のなり手不足に対する検討の方向性というのが報告されております。その中で簡単にかいつまんでお話いたしますと、議員のなり手不足の中に町民との間のいかに議会から広報を発信していくか、また町民にどのようにお伝えするのか、そんなことがなければ結局は議員のなり手不足の解消にもならない。そのような話が載っておりました。そのような形でもっていかに広報の新しい試みを見つけていくかということが一つの課題となっております。またもう1つ、令和元年度の町村議会実態調査結果の概要も報告されております。その中で以前は議会報告会や議会懇談会などが随分報告されていたのですけれども、近年はモニター制導入とか新しい形のものがどんどん上がってきております。そういう中でこれから先の広報広聴の新しい試みとして小委員会で出た意見では、サポーター制の導入、②、モニター制の導入、③、議会だよりの根本的な改革、このような3点を大きく掲げております。このような方向性を議論していきたいと思いますが、本日も常任委員会でもございますのでこのような形で議論させていただきたいと思いますが、議員の皆様方からご意見を伺いたいと思います。他に何かご意見ございますでしょうか。分からないことでも結構です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） なければこのような形で、この3点に限らず、新しい形の広報広聴の形というものを模索しながら小委員会で来年度、再来年度、私たちができる範囲内で検討していき、そしてまたその結果が出次第常任委員会で皆様方にご説明し活用していただけるような形にしたいと思いますが、それでご承認していただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） はい、ありがとうございます。それでは3番目のその他に入ります。その他何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） なしと認めます。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（西田祐子君） 以上をもちまして、広報広聴常任委員会を終了いたします。

（午後1時17分）